

公の施設の指定管理者の指定の件（自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）等）

令和 7 年（2025 年）11 月 26 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市自閉症者自立支援センター （デイサービスセンター）	札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目
札幌市自閉症者自立支援センター （入所施設）	札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目
札幌市自閉症・発達障害支援センター	札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目

2 指定管理者

石狩市花川北 1 条 5 丁目 171 番地

社会福祉法人はるにれの里

理事長 加藤 潔

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）等の指定管理者を指定するため、本案を提出する。